

消費者教育としての税教育 —副教材に関する試案—

渡辺純子

(平成5年9月30日受理)

Tax Education in Consumer Education —A Tentative Plan on Sub-Teaching Materials—

Sumiko WATANABE

(Received September 30, 1993)

1. 序論

税に関する国民の意識の問題点について、調査等に基づき、すでに指摘¹⁾してきたが、1991年に、全国の中学および高校の教師を対象とした、税教育の実態調査において、「生徒達の主権者意識をもたせる教育として、税教育を考えたいが、わかりやすい教材の存在が重要」といった指摘²⁾があったことをふまえ、税に関心をもちると共に、理解しやすい副教材の作成を試みることにした。

2. 本論

1991年の教師対象の調査の自由記述欄に、少数ながら、「国税庁発行の副教材（小冊子）が役に立っている」という記述³⁾が存在したため、国税庁発行の税に関する副教材の配布状況および配布されている、小冊子の内容、その他の国税庁の広報活動の実態を調べ、教材を作成する上で、配慮すべき点を検討することにした。

1) 国税庁発行の資料等の現状

①小冊子の配布状況

税教育用の小冊子の配布は、各地の税務署を通じてなされているとのことで、配布状況は表1のとおりで、小学校は97.7%、中学校が100%、高等学校が87.8%とかなり高率である。

表1 ◎租税教育用副教材（冊子）の配布状況
(平成3年度)

区分		小学校	中学校	高校	計
県版	県数	24県	29県	—	—
	配付校数	11,093校	5,891校	—	16,984校
	配付率	44.7%	52.2%	—	47.1%
全国版	県数	23県	18県	47県	—
	配付校数	12,459校	4,888校	4,932校	22,279校
	配付率	50.2%	43.3%	89.6%	53.6%
その他の	市区数等	25	50	3	—
	配付校数	689校	691校	11校	1,391校
	配付率	2.8%	6.1%	0.2%	3.3%
合計	配付校数	24,241校	11,470校	4,943校	40,654校
	配付率	97.7%	100%	89.8%	97.7%

国税庁「租税教育の実施状況」(平成3年版)

②その他の広報活動

「租税教室」の開催状況は、表2のとおりで、学校対象別の開催状況に違いがあるが、小冊子の配布率に比べると、高率とはいえないようである。

表2 租税教室開催状況(全国計)[平成3年度]

対象者	学校数 (校)	開催状況				講師派遣状況(回)							使用教材(回)				
		回数	受講者数	学校 団体数	開催割合	署長	副署長	総務 課長	税務 広報官	付職員	その他	副教材	パンフ レット	ビデオ	16ミリ	OHP	その他
小学生	24,798	外 234 1,244回	外 7,872 78,396人	外 140 1,148校	4.6%	89	71	197	170	101	647	821	256	外232 690	3	18	434
中学生	11,290	外 131 932	外 6,073 110,490	外 49 1,005	8.9	94	52	215	161	58	398	635	377	外131 471	100	11	256
高校生	5,503	828	99,889	623	11.3	93	54	185	165	60	340	470	360	404	19	8	233
大学等	7,852	207	20,598	164	2.1	26	19	13	63	16	75	63	140	91	1	—	54
教師	94	94	2,105	536	—	22	11	17	40	5	11	5	74	18	—	1	21
内構人層 社会人等	—	内1,255 7,465	内4,585 434,780	内1,033 5,255	—	内249 1,395	内85 363	内111 325	内209 530	内40 128	内670 5,400	内241 1,117	内849 4,536	内383 1,246	内6 48	— 33	内274 2,447
合計	49,443	外 365 内1,255 10,770	外 13,945 内 54,585 746,258	外 189 内 1,033 8,731	—	内249 1,719	内85 570	内111 952	内209 1,129	内40 368	内670 5,400	内241 3,111	内849 5,743	外363 内383 2,920	内6 171	内— 71	内274 3,445

(注) 1 大学等は、大学、短期大学、高等専門学校、専修・各種学校を含む
 2 外書きは、岡山県の教育関係者が作成したビデオを教師が使用して租税教室を開催したもの
 3 学校数は、平成3年5月現在の数
 4 開催割合は、総学校数に対する開催学校数の割合

国税庁「租税教育の実施状況」(平成3年版)

「高校生対象の税に関する作文募集」への応募状況は お、応募の作文については、優秀作品を20編選び、『国税庁長官賞』、『国税局局長賞』などを贈呈しているとい
 表3のとおりであるが、地域による違いはあるが、全体 税庁長官賞、国税局局長賞』などを贈呈しているとい
 としては、年々、応募数が増加しているようである。な う。

表3 最近5年間の作文応募数[平成3年度]

(単位：人)

局 年度	東京	関 信	大 阪	札 幌	仙 台	名古屋	金 沢	広 島	高 松	福 岡	熊 本	沖 縄	計
昭和62	7,281	6,635	23,099	1,866	3,297	15,403	728	2,937	2,588	3,851	2,701	281	70,667
63	6,445	8,593	28,169	1,807	5,130	16,732	859	3,423	3,104	6,394	2,896	653	84,205
平成元	5,658	8,379	35,746	1,666	6,406	18,169	1,311	4,088	3,424	6,860	4,036	834	96,577
2	6,852	7,791	35,747	2,150	6,208	18,760	940	4,226	3,227	10,294	4,824	1,044	102,063
3	6,144	7,462	37,127	2,270	8,187	20,152	497	4,444	3,591	11,014	4,514	870	106,272
計	32,380	38,860	159,888	9,759	29,228	89,216	4,335	19,118	15,934	38,413	18,971	3,682	459,784
平成3.8 現在 生徒数(千人)	1,112	791	909	248	420	635	143	357	185	323	270	63	5,456

国税庁「租税教育の実施状況」(平成3年版)

2) 副教材試案 を満足に実施しにくいといった現状が記述されていた⁴⁾
 国税庁発行の副教材(小冊子)の配布状況が高率であ ことを考慮して、国税庁発行の資料について、小学生用
 りながら(表1)、中・高教師対象の調査では、税教育 から一般用の4種⁵⁾を調べてみた。

一般用は、大人が税について、具体的な問題を意識しながら読む場合が多いことが考えられるが、学生、生徒たちを対象の小冊子（副教材）は、それぞれの年齢、立場を配慮して、学生、生徒たちが関心を示すような内容で構成されているかといった観点から検討してみたのであるが、いかにも、官製のパンフレットといった内容であり、図表を多く取り入れてはあがあるが、教師が授業で積極的に活用しないかぎり、学生、生徒たちが自ら関心をもって読むことは、あまり期待できないといった印象を抱いた。

また、平成3年度の「税に関する高校生の作文」の優

表4 税に関するQ&A

- ①. 税金とは、何ですか？
生活に必要な公共サービスを利用するための経費を、税という形で国民が負担するもので、一般的には、金銭で納めることになっているため、「税金」と表現するわけです。
税の分類には、いろいろありますが、一般的には、国税（国に納める税）と地方税（地方公共団体に納める税で、道府県税と市町村税に分かれる）、直接税と間接税（⑩参照）普通税と目的税（⑮参照）という分け方があります。
- ②. 税は、誰が負担するのですか？
納税は、国民の三大義務の一つで、憲法第30条に、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定されていますが、税を負担する経済力（担税力）の有無や大小により異なります。
- ③. 納税とはどのようにするのですか？
納税の方法には、「申告納税制度」と「賦課課税制度」の二つがあります。また、所得税の申告納税制度においては、「源泉徴収制度」という、特別な納付方法があります。
- ④. それらの違いを説明して下さい。
「申告納税」は、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するもので、「賦課課税」は、はじめから、税務署長が税額を確定させる方法で、現在、わが国では、個人の住民税、個人の事業税、固定資産税、不動産取得税、自動車税などがあります。「源泉徴収課税」は、所得の支払い者が源泉徴収義務者となって、その所得を支払う際に、税金を天引まして、税務署に納めるもので、給与所得、利子所得、配当所得、退職所得、株式の譲渡所得、自由業者に対する報酬などに採用されています。
- ⑤. 「税が不公平」であるといわれる根拠は？
税は公平、公正でなければならないのですが、「10・5・3（トローサン）」とか「9・6・4（クロヨン）」などという、不公平税制を象徴する表現があります。これは、所得の増税率が職業によって異なることが、不公平の原因となっているというもので、サラリーマンの所得はほとんどが税務署に捕捉されているのに対して、自営業者の場合は5〜6割、農業従事者の場合は3〜4割程度しか捕捉されていないという意味ですが、これらの数字は、全く根拠がないとは言いきれないところに、サラリーマンの不公平感があるようです。その他、「医師優遇税制」といわれる、社会保険診療の必要経費の算定に対する疑問なども不公平感を増幅させる原因となっているようです。
- ⑥. サラリーマンの納税感の裏付けはありますか？
所得税についての平成元年度の統計では、サラリーマンの納税者率、87.6%、自営業者の納税者率、44.3%、農業所得者の納税者率、5.5%となっています。これだけで、自営業者と農業従事者が「税逃れ」をしていると言いきることは出来ませんが、申告納税者と源泉徴収課税者とは、違いがあることは否定も出来ないようです。
- ⑦. 所得がありながら、納税をしなくともよい場合を説明して下さい。
所得税額の計算は、所得の種類によって異なりますが、いずれの場合も、所得のすべてが課税対象になるわけではありません。つまり、所得の種類に応じて、各種の経費が控除された金額に課税されます。従って、控除される経費分の所得しかない場合には、課税されません。
- ⑧. 具体的に説明して下さい。
例えば、年収が100万円までのパート収入（給与所得）には、課税されないことは、多くの人が知っているようですが、それは、給与所得控除額と基礎控除額を差し引くと、0になり、課税対象の所得がなくなるためです。つまり、給与所得（年収）が、100万円以下の給与所得控除額は65万円で、基礎控除額については、すべての人に共通に、35万円となっていますから、それらを差し引くと、課税所得は0円となり、課税するものがないわけです。
- その他、課税の対象にならない所得には、マル優制度適用の預貯金利子、子供預金の利子、サラリーマンの通勤手当（法定限度内）、親から受ける学資金、宝くじの賞金、雇用保険の給付金、労働者災害補償保険の給付金、香典や災害等の見舞金や出産などの祝い金等々があります。
- ⑨. サラリーマンには、必要経費が認められないので、不公平という意見がありますが？
サラリーマンの場合、「必要経費」という表現はせず、「給与所得控除」といって、収入額に応じた経費を控除するわけで、これを、サラリーマンの必要経費と解釈すれば良いわけです。

秀作品⁵⁾として選ばれたものを筆者が読んで感じたことは、税について、真剣に考えられる、具体的な環境条件（例えば、障害をもつ家族が社会的援助を受けている家庭の場合など）の生活体験をもつ生徒の作品に説得力を感じた。つまり、具体的な問題意識につながるような内容の教材があれば、納税者ではない若者たちも、税に関心を示すことが期待できるものと思われる。

そこで、学生たちが、関心を抱きながら、学びとることを期待して、国税庁発行の資料とは異なった形式、内容の副教材を試作したものが、表4である。

- ⑩. サラリーマンといっても、個々に事情が異なると思いますが？
サラリーマンにも、申告納税を避けるようにすべきとの意見がありますが、サラリーマン人口の多い現在、事務処理がスムーズにいかないといった問題や徴収証を保管して、各自が申告手続きをすることはわずらわしいと考える人もあるようで、簡単に結論を出し難い問題ではないでしょうか。
むしろ、所得税などの直接税に偏った税制を改めることで、サラリーマンの不公平感をいくぶん緩和できるのではないのでしょうか。
- ⑪. 具体的に説明して下さい。
税の分類の一つに、直接税と間接税といった分け方があり、「直接税」は、納税（義務）者と担税者（税の負担者）が同じ、「間接税」は、納税（義務）者と担税者が別といった違いがあります。
収入全体に占める直接税と間接税の比率を「直間比率」といいますが、わが国の直間比率は、欧州と異なり、直接税の比率が高く（70%以上）、それは、所得課税（所得税、法人税）と資産課税（相続税、贈与税、地価税）の比率が高いことになり、所得増税率が高いといわれているサラリーマンが不利といった印象がもたれるわけです。従って、欧州並に、間接税の割合を高めることによって、サラリーマンが不利という印象を緩和できるのではないのでしょうか。
- ⑫. パート収入（年収）が100万円を超えないよう、苦勞している人がいますが、どういう利点があるのですか？
年収が100万円までの給与所得には、所得税がかからないことは、⑥で説明した通りですが、そればかりでなく、夫の扶養家族としての特典があります。つまり、夫の所得に「配偶者控除」が適用されます。なお、夫の年収が一定額以下であれば、妻のパート収入が135万円未満までは、その額に応じて、「配偶者特別控除」が認められることになっています。
しかし、女性が税を逃れるために、自分の収入を低くおさえることが、本当に懸命なことかを考えるべきではないでしょうか。
- ⑬. 「配偶者控除」や「配偶者特別控除」は、女性の「内助の功」に対する評価ではないのですか？
これらの控除は、配偶者が扶養家族である場合に適用されるものですから、条件に合えば、男性（夫）、女性（妻）のどちらかというようになります。一般には、女性（妻）が扶養されている場合が多いようですが、特に、「配偶者特別控除」は、専業主婦を促進しようといった含みで、新たに加えられたものです。これを、「主婦の家事労働が経済的に評価された」と早合点するのは、どうかと思います。わずらわしい税の優遇措置を喜ぶのではなく、女性の社会的な労働を正当に評価されるように努力することが重要だと思います。
- ⑭. 「専業主婦」を希望する女性のためには、喜ぶべきではないのですか？
「家事労働の担当者は女性」という考え方は、望ましいことかについて、考えてみるべき時だと思います。つまり、女性が家事を一手に引き受け、女性の生活質は男性（夫）が稼ぎ、女性の資金は小遣い程度か家計の補助程度で満足すべきといった考え方の問題は、女性の労働力を正当に評価することを妨げ、伝統的に女性の職業とされている仕事に従事している人達（例えば、看護婦、保育士など）の労働条件の改善が進みにくい原因になっていることが考えられます。女性の職業労働が社会的に評価されるためには、女性連が自分自身の好みによる選択（職業か家庭かの二者択一）の問題について、考え直す必要があるのではないのでしょうか。
- ⑮. 学生アルバイトをしている者ですが、アルバイト料から所得税を引かれてしまいました。学生から税金をとるなんて、納得出来ません。
学生アルバイトなどの臨時雇いで、短期間働く場合には、税金がかかることは少ないはずですが、学生のアルバイトも、一定額以上の所得がある場合は、納税しなければならない場合があります。勤労学生控除の条件に該当する場合は、年間の収入が、12.7万円以下であれば、所得税は免除されます。従って、アルバイト収入があった、翌年に、確定申告をすれば、税が還付されます。

⑩ 車の免許がとれた記念に、父から車をプレゼントして貰いました。このような場合に、税金がかかるのですか。

財産をプレゼント（贈与）された場合には、それを貰った人に贈与税がかかります。贈与税の高控除額は60万円ですから、その年に贈与を受けた財産額の合計が、60万円以内であれば、税はかかりませんが、60万円を超えた場合には、超えた金額に対して課税されます。

贈与税は、贈与によって貰ったすべての財産にかかりますが、財産によっては、贈与税がかからないものがあります。例えば、扶養義務のある人から生活費や教育費を買った場合、それが通常必要と認められるものであれば、贈与税はかかりません。

⑪ 友人が会社を中途退社し、目下失業中です。税金はどうなりますか？

所得税の計算は、1月から12月までの1年間の単位で計算されるものですから、12月にならない限り、確定した税額が計算できないわけです。通常の場合には、年末になってから、職場で「年末調整」の手続きをして貰えるのですが、中途退職をして、再就職をしていない場合は、収入があった、翌年に自分で確定申告をすることにより、税が還付されることがあります。ただし、住民税（地方税）は、前年の所得に基づいて算定される税ですから、退職して無収入であっても、翌年に課税されるものであることを心得ておかないと、納付できない気持ちになりかねませんから、注意が必要です。

⑫ 税が還付されることは、他に、どういう場合がありますか？

「医療費控除」といって、自己負担の医療費が一定額を超えた場合、超えた金額が20万円を限度として、控除されることになります。家計を共にしている家族の分を合算して、所得の多い人が代添者となって、確定申告（還付手続き）すれば良いでしょう。

その他、「住宅取得控除」や「雑損控除」などがあり、該当する場合に手続きをすれば税が還付されます。

⑬ 間接税は、どんなものがありますか？

代表的なものに、消費税があります。その他、酒税、たばこ税、石油税など、物やサービスを消費（利用）するという事実に基づいてかかる税金です。

⑭ 「消費税は弱いものいじめ」という意見がありますか？

消費税の対象になっている、物やサービスを購入（利用）する人には、経済力の違いは無関係に、同等に課される税ですから、経済力の多少によって、負担感が異なるため、「逆進税」といわれるのですが、所得がありながら、所得税を逃れている人の場合を考えると、せめて、消費税というかたちでの納税が期待できるといった考え方もあります。

⑮ 「逆進税」を、わかりやすく説明して下さい。

間接税は所得の多少に関係なく、税率が同じであるために、所得の少ない人にとって、実質的な税負担が重くなるという意味です。それに対して、課税所得が大きくなるにつれて、税率が高くなる課税方式を「累進税」といい、所得税などの直接税の課税方式は、これになります。

⑯ 「税の公平さ」から考えると、どちらが望ましいのでしょうか？

逆進税の場合は、所得の少ない人に負担感が大きいという意味では、不公平ということになります。が、現実には、所得を正しく申告せず、税逃れをしている人が存在しているわけですから、課税の対象を所得に偏った税制でなく、税の対象を広く考えて、「支出」（消費）への課税を増やすこと（間接税率の見直し）が望ましいということ、平成元年度から、ほとんどの消費に「消費税」をかけるかたちとなったわけですから。

⑰ 生活に困っている人から税を取らないで、お金持ちから取ればよいと思いませんか？

誰が金持ちかということ、客観的に知ることは難しいこととして、また、正直な金持ちは、それなりに、高額な税を負担しているわけですから、高額納税者の言い分もあると思います。なお、税のしくみとして、「所得再分配」機能があり、生活に困っている場合は、社会福祉などの公的援助を受けられるなど、税の負担額の少ない人ほど税の恩恵が大きいかたちになっています。

⑱ 脱税を防ぐ方法はありますか？

脱税の撲滅については、いわゆる「マルサ」（国税査察官）の活躍が映画にもなりましたが、マルサの数を相当増やさない限り、脱税を減らすことは難しい状況のようです。税務担当官の増員となると、徴税コストが増すことになり、どういった方法が効果的かということについては、今後の課題だと思いますが、現在、検討されているものに、「納税者番号制度」というものがあります。

「納税者番号制度」というのは、政府が納税者全員に番号をつけて、所得や金融資産を正確に把握して、脱税や課税漏れなどをなくそうとする制度です。これについては、プライバシーの侵害の懸念など、反対があり、実現するまでが注目されます。なお、米国やカナダ、北欧などでは、すでに導入されているようです。

⑲ 「税金が無駄に使われているから、税を納めたくない」という意見もありませんか？ 税の使われ方については、手の届かないところで定められているといった印象をもち、不満の気持ちがありながら、どうあるべきかといった前向きな発言が少ないように思いますが、こういった姿勢が無駄な使われ方を許してしまうのではないかと思います。税を納めたあとまで、しっかりと見届けようという姿勢（権利意識）が必要です。

⑳ 福祉のために税金が使われるのならば良いのですが？

わが国のほとんどの税は、「普通税」といって、一般的な財源に充てられる税ですが、特定の財源に充てられる税の場合は、「目的税」といいます。目的税の場合は、使途をきめて徴収しているために、融通がつけ難くなるといった問題があるようです。そのような理由から、消費税を「福祉税」にすべき意見に対して、むしろ、福祉事業関係の反論がありました。福祉のあり方の検討は、これからの重要課題ですから、目的税を設けるよりも、国民の声を政策に反映してもらうための声を強めることが必要でしょう。

㉑ 「消費税は、高齢化社会のために」といわれているのに、高齢者からも、税をとるのはおかしいのではないですか？

「高齢化社会のため」というのは、高齢者のためだけに、税が使われるということではなく、税や社会保険料の負担者である、現役世代（若年層）に負担が重すぎて、経済的余裕をきたすことがないように、出来るだけ、国民全体で負担を担っていくという意味です。つまり、皆で広く、薄い負担をして、若年者の労働意欲を失わせない配慮も高齢化社会対策として重要なことなのです。

㉒ 消費税を生活必需品にまでかけるのは、納付出来ないのですが？

生活が多様化している現在、ぜい物品と生活必需品の区別が難しくなっているために、それを課税品にしたらいよいよは、難しい問題です。「せめて、食料品は非課税にしてほしい」という意見は少ないようですが、食料品といっても様々な品目、一つの店で多品目の商品を扱う場合の事情を考えると、複雑でない方が混乱が避けられるでしょう。また、免税品を増やすことにより、むしろ、税率アップを促進せず、「広く、薄く」課税するかたちを貫くような消費税としておいた方がよいのではないのでしょうか。

なお、消費税導入（平成元年4月）の際、課税対象とすることになじまないものについて非課税取引が定められていたが、さらに、平成3年10月から逆進性を緩和するためとして、住宅家賃、入学金、助産、火葬・埋葬、身障用器具、児童厚生施設経営事業、老人福祉に関するサービス等が非課税の対象に加わりました。

㉓ 消費税の場合、免税業者と思われる業者からも、消費税を請求されるのは、納付がいきませんか？

消費税に関しては、中小零細事業者の納税事務負担を考慮して、一定の条件の場合、納税義務を免除される業者があります。その条件とは、税抜きの年間課税売上高が3000万円以下の場合ですが、免税業者であっても、商品の仕入れの際に、消費税込みの価格で購入していることを考え、販売価格に消費税を上乗せすることが認められているという解釈のようです。

㉔ 消費税のために、小銭が面倒なのですが？

消費税は内税（税込み価格として表示）と外税（税抜き価格の表示に、消費税分を加算するかたち）があり、内税の場合には、端数が出ないような配慮をしているため、面倒がないのですが、端数を出さないよう、消費税分を繰上りの販売価格とする、事実上の値上げ（便乗値上げ）をされることも考えられます。外税の場合は、消費税分その都度、請求されるため、自分の税負担分を意欲で、税に対する関心を持ち続けられるという点では、望ましいといえます。内税業者と外税業者が不明確である場合の戸惑いなど、問題は少なくないとは思いますが・・・。

試作に当たって、配慮した点は、次のとおりである。

イ) 対象については、本学が女子大学である関係で、高校生以上の女性向けとした。

ロ) 内容については、筆者が毎年、本学の家政学部3年の学生を対象に実施している、「税についての意識調査（自由記述式）」²³⁾の結果をふまえ、学生たちが税に対して抱いている疑問や不満および誤解等を取り上げることとした。

ハ) 形式については、興味を抱き、理解しやすいことを期待して、問答式（Q&A）とした。

ニ) 取り上げられる内容について、具体的に配慮したことは

①～④は、税に関する基本的な内容であるが、②の「税の負担」については、国税庁の資料等では、「国民一人当たり〇〇円」といった表現が多く、それは、子供から大人まで、すべての国民を考えたことであり、税を負担している人と負担していない人、すべての国民を合わせて平均した数字であるため、実際に負担している人の負担感とかけ離れたものになっていることを配慮し、「担税者」についての理解をもつような表現を加えた。

特に、学生や主婦の中には、自分の税は親または夫が負担しているものと誤解している者が実際に存在していることを考えて、税の負担についての正しい認識を期待

した。

ホ)現在の日本の社会は給与所得者の割合が多い社会であることと、学生たちの多くが卒業後は、給与所得者になる割合が多いことをふまえて、給与所得者の税を中心に作成した(⑤~⑪)。

特に、⑦、⑧は、日頃、学生たちがアルバイト先のパート女性や学生自身の母親たちとの話題の中で、「年収100万円云々」といったことを耳にし、多少の知識をもってはいるが、正確に理解している者が少ないこと、女子学生たちが自分自身の職業計画を検討する上で、経済的に自立出来るような職業観が望ましいことに気づかせることを期待した。

ホ)特に、女子の職業意識および自立意識を高めることを期待したものが、⑫~⑭であるが、女性の経済的自立を困難にしている原因が何であるかに気づかせ、男女の役割分担の問題を改善しないかぎり、男性にとっても、女性にとっても、暮らしやすい社会は実現しないといった考えに発展することを期待したものである。

へ)⑮と⑯は、若者が関心を抱いている内容を取り上げたもので、特に、⑮は学生たちが、しばしば不満のかたちで話題にしている内容である。

ト)「確定申告」と「年末調整」については、学生達に理解しやすいような例示をした(⑰、⑱)。

チ)税の公平の問題を考えるためには、直接税と間接税の比率(直間比率)を取り上げることが適当と考えた(⑩、⑳)。

リ)年齢に関係なく、多くの人が共通に関心を抱いていると考えられるものとして、「消費税」を間接税の代表として、取り上げた(㉑、㉒~㉓)。

特に、「消費税」が導入された時の反発や誤解がまだに解消されていないことを考えて、税の受益と負担について理解させ(㉔)、近い将来、負担者の中心となる若者世代が、高齢社会の課題と自分達の負担の問題とを関連づけて考えることを期待した。

ヌ)説明文は、「なるべく短く、わかりやすく」また、配列は内容的に関連性があるような順序になるよう、配慮した。

3. 終 論

表4の資料を筆者の担当授業『家庭経済学』の副教材として配布し(1992年度・後期)、利用後、学生たちの理解度を調べるために、感想を自由記述させたところ、

履修者(家政学部3年)、575名のうち、400名(約70%)がかなり理解していると思われる記述で、主な記述内容は、「Q&A形式であったので、興味をもって読めた」、「具体例が示してあったので、理解しやすかった」、「配列が良かった」、「知りたい内容があった」、「考えさせられる内容があった」、「これからも、税について勉強したいと思った」、「税はとられるもの、いやなものと思っていたが、考え方が変わった」、「目先の損得だけを考えていたが、納税の義務を考えなければいけないことに気づいた」、「いかに節税すべきではなく、納めた税金が有効に利用されるかどうかに関心をもつべきことに気づいた」、「自分たち学生には関係がないと思っていたが、考えが変わった」、「これまでとは違って、女性の立場から、税を見つめ直すことが出来た」、「高所得者ははずると思っていた誤りに気づいた」、「特に、⑫、⑬、⑭が勉強になった」、「税について、知っているつもりであったが、知らない事の多さに気づいた」等にまとめることが出来る記述で、税に対して拒絶する姿勢ではいけないといった、前向きと思える意識に変わったようであり、特に、「消費税に対する考えが変わった」という記述が多かった。

しかし、あまり理解していないと思われる記述も若干あり、「税金は難しくてわからない」、「内容が難しかった」、「具体例があれば、理解出来たと思う」、「実感がわからない」、「間接税は逆進税だから良くない」などの記述があり、また、「100万円の壁」の問題を誤解して、「税がかからないよう、収入額をおさえた方が賢いことがわかった」といった受け止め方をしている学生まであり、いかなる場合にも言えることではあろうが、学生全員に同様の理解を求めることの難しさを感じる。

また、学生に限ったことではないが、「税は悪」といった、意識が強いために、公的サービスのあり方に考えを及ぼす姿勢に欠けていることを痛感する。そういった姿勢が、消費税導入の際も、「導入の必要性」や「よりよい税のあり方」について、議論がなされずに、「とにかく反対!」といった声ばかりが多く、結果的に、問題の多い税の誕生となってしまったわけであるが、税をいやいや納めたものの、納めた後は無関心というのであれば、税のあり方や使われ方に問題があっても、改善を求める姿勢にはなり得ない。

社会的連帯のために、一人一人の経済的負担がどうあるべきか、負担者としての権利意識をどう育てていくかの教育が必要であることを再認識した思いである。

(当論文は、1992年11月9日、日本消費者教育学会において、口頭発表後、後期の授業に実際に使用し、まとめたものである。)

7) 1988年度、1989年度の調査結果については、渡辺純子「消費者教育としての税教育」(『東京家政大学研究紀要』第31集),1991,P.81~82

<引用文献>

<参考文献>

- 1) ①渡辺純子「消費者教育としての税教育」(『東京家政大学研究紀要』第31集),1991,P.81~86
②渡辺純子「消費者教育としての税教育(その2)」(日本消費者教育学会編『消費者教育』第11冊,1991),P.109~120
- 2) 渡辺純子「消費者教育としての税教育(その3)」(日本消費者教育学会編『消費者教育』第12冊,1992),P.157
- 3) 同上,P.156
- 4) 同上,P.153~154
- 5) ①国税庁「小学校学習指導要領準拠・くらしと税金」(平成4年版)
②国税庁「中学校学習指導要領準拠・わたしたちの生活と税」(平成4年版)
③国税庁「高等学校学習指導要領準拠・わたしたちの生活と税」(平成4年版)
④国税庁「知っておきたい税情報」(平成4年版)
- 6) 国税庁広報課「平成3年度・税に関する高校生の作文」

- 1) 森口親司「1990年代・日本経済ウォッチング」(有斐閣),1990
- 2) 日本経済新聞社編「クイズ日本経済入門」(日本経済新聞社),1990
- 3) 増原義剛編「図説・日本の税制」(財経詳報社),1991
- 4) 柏木隆雄他「税金用語の基礎知識」(自由国民社),1991
- 5) 国友隆一「日本経済読本」(二期出版),1991
- 6) 渡辺昌昭「税金がわかる事典」(日本実業出版社),1991
- 7) 井上宗進編「経済用語の意味がわかる辞典」(日本実業出版社),1992
- 8) 日本経済新聞社編「ベーシック・税金問題入門」(日本経済新聞社),1992
- 9) 村井博美編「平成4年版・私たちの税金」(大蔵財務協会),1992
- 10) 日本経済新聞社編「経済重要語早わかり」(日本経済新聞社),1984